

伊奈町学校における 働き方改革基本方針

令和2年1月24日～令和4年3月31日

令和2年1月

伊 奈 町 教 育 委 員 会

目 次

1	「学校現場における働き方改革」の目的	1
2	これまでの伊奈町の取組	2
3	これからの取組の目標	3
	(1) 在校等時間の超過勤務の削減	4
	(2) 教職員の働き方に関する意識の向上	6
	(3) 埼玉県学力・学習状況調査結果の向上	7
	(4) 年次休暇取得日数の向上	8
	(5) 部活動の適切な運営	8
4	推進にあたって	
	(1) 伊奈町教育委員会として	9
	(2) 学校として	9
5	基本方針の変更等について	9
6	資料	
	○ 「在校等時間の超過勤務」の計算例（平日、休日等）	10
	○ 別紙様式「在校等時間から減じる時間 補助簿」	17
◎	別添資料（別冊） ※ 学校保管となります。	
①	教育長メッセージ（R元. 6月）	
②	伊奈町業務改善ポリシー（H29～H31）	
③	伊奈町立中学校に係る部活動の方針 (令和元年7月22日改正／平成31年4月1日改正)	
④	公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン (平成31年1月25日 文部科学省)	
⑤	公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの運用に係るQ&A (平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局財務課 事務連絡)	
⑥	学校における働き方改革基本方針（令和元年9月 埼玉県教育委員会）	

1 「学校現場における働き方改革」の目的

子供たちが、将来、社会の中でたくましく生きてくことができるよう、知・徳・体の調和を図りつつ、確かな学力と豊かな心、健やかな体を育成するために、生きる力を育むことが大切です。特に、これからは、これまで以上に変化の激しい社会が考えられ、その社会を「夢と志」をもって、主体的、創造的、協働的に生き抜くためには、それに携わる教職員の役割は、ますます重要となっていきます。

しかし、学校現場に目を向けますと、その一番の担い手である教職員は多忙を極め、疲弊している状況です。

平成29年6月、伊奈町全教職員の勤務実態を調査したところ、「勤務時間を除く在校時間」の平均（1日あたり）が、小学校で3時間05分、中学校で3時間11分、またいわゆる「過労死ライン（月80時間）」を超えている者が、小学校で37%、中学校で60%でした。この数値は、全国平均と同様の結果であり、伊奈町の教職員も、勤務状況において課題が大きいということが明らかになりました。

伊奈町では、平成29年6月末より、文部科学省・埼玉県教育委員会の委託を受け、「学校現場における業務改善加速事業」に取り組み始め、教員の働き方改革への取組を先進的に進めてきました。この取組の最終目的は、「これからの時代を教師として生きるために」「これからの時代を生きる子供を育てるために」に向けて取り組み、「『子供たちの笑顔があふれる学校』をつくること」であります。そのために、「子供たちと向き合う時間を確保」し、「学習指導」、「生徒指導」、「余暇の活用」（注1参照）などの取組により、質の高い授業づくりをはじめ、教育活動を一層充実させようというものです。

この方針は、これまでの伊奈町の取組を踏まえ、国の「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」、県の「学校における働き方改革基本方針」に基づき、伊奈町の基本方針を作成しました。今後も教職員が本来の業務に専念できるよう教職員の多忙化解消・負担軽減を進め、教育の質の維持向上に継続して努めます。

注1

子供と向き合うとは

授業や諸教育活動は向き合っている場面であるが、授業の準備をし、自信をもって目標達成に向けて「良い授業を行う」ことが向き合う場面の1つである。その他に、良い授業を行うため、また、学力を向上させるために、教材研究、教材作成、さらに、新学習指導要領の研究に基づく授業準備、学力調査の分析に基づく授業づくり等である。授業後の評価や成績処理なども含める。

また、いじめ防止やその対応などを含めた生徒指導なども、「子供と向き合う」内容である。

一方、部活動業務は、子供たちと一緒にいても、教育課程内の業務とは明確に言えないので、一緒にいることをもって「向き合う」とは言い切れない。

学習指導とは

教材研究、教材作成、新学習指導要領の研究、実践、各種学力調査の分析をした上での授業改善を行うこと。

生徒指導とは

一人一人の児童生徒の理解を深め、児童生徒の自己実現を図れるようにすること。

余暇の活用とは

教職員の休養、心身の健康管理、人間的な魅力を高める、自己研鑽、自己修養を図ること。

2 これまでの伊奈町の取組

平成29年度に文部科学省・埼玉県教育委員会から「学校現場における業務改善加速事業」の委託を受け、業務改善ポリシー（H29～H31。H30.一部見直し）を策定し、取り組んできました。

業務改善に係る取組として、

- ◎ワークライフバランスに対する意識の醸成（管理職を対象とした研修会及び全教職員を対象とした研修会の実施、ICカードによる勤怠管理）等
- ◎業務アシスタント（スクール・サポート・スタッフ。以下、SSS。）の配置、効果的・効率的な組織体制の構築（SSSの効率的な活用の研究、伊奈町プロジェクト委員会の開催）等
- ◎教材研究等の効率化促進、不要な業務等の大胆な見直し（カエル会議の実施、行政と校長会による協議）等

を行ってきました。これらの取組を、改善目標を設定した上で、拠点校と拠点校以外（※）で進めてきました。これまでの成果は、下の表2のとおりです。

表2

項目	検証方法	現状	成果
		(①H29.6月現在) (①以外 H29.7月現在)	(①R元.6月比較) (②R元.7月比較)
ア 在校等時間の削減	平日の勤務時間外在校時間の一日の平均の割合	拠点校：3時間26分 拠点校以外： 3時間01分	拠点校：24分削減 拠点校以外：7分削減
イ 教職員アンケートの向上	○子供と向き合う時間の確保 ○教材研究や授業準備の時間確保 ○ワークライフバランスの向上 ○持ち帰り仕事の日数減少 ○負担感の減少 の5項目の割合の平均を比較	拠点校：44.1% 拠点校以外： 44.1%	拠点校：15.8ポイント向上 拠点校以外： 8.5ポイント向上
ウ 埼玉県学力・学習状況調査の向上	① 学力を伸ばした児童生徒 ② 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合を比較	①伊奈町：69.4% ②伊奈町：75.9%	① 伊奈町：年々増加 (→69.7%→70.4%) ② 伊奈町：0.5%減少 (→73.1%→75.4%)
エ 年次休暇が取りやすい環境	年次休暇平均取得日数を割合で比較	拠点校：11.6日 拠点校以外： 12.9日	拠点校：9%増加 (12.6日) 拠点校以外：3%増加 (13.4日)
オ 部活動の適切な運営	伊奈町の部活動方針の策定及び各学校の取組の推進	H29.7月段階は、部活動方針を策定していない。	伊奈町の部活動方針の策定、それに基づき各学校の部活動方針の作成及び取組の推進

※ 拠点校：小室小・小針中 拠点校以外：その他の学校

また、教員の業務改善につきましては、中央教育審議会答申「新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について」(平成31年1月25日)に、「学校及び教師が担う業務の明確化・適正化」について示されています。

これまで、各学校が教員の働き方改革を推進するために、行政とともに体制整備について協議を進めながら、取り組んできました。さらに事業の推進とともに、家庭、地域との関係作りを大切にし、啓発リーフレットの作成・配布、コミュニティスクールの設置など進めてきました。

3 これからの取組の目標

基本方針を作成するにあたり、伊奈町のこれまでの業務改善加速事業の取組を踏まえた成果を現状とし、令和3年度末に向けた改善目標を表3のとおり設定します。

表3

項目	現状	目標 (令和3年度末までに)
(1) 在校等時間の超過勤務の削減	① 月45時間を超える教職員 61.8% ② 年360時間を超える教職員 84.2% (H30年度末現在)	0% 0%
(2) 教職員の働き方に関する意識の向上	○子供と向き合う時間の確保、○教材研究や授業準備の時間確保 ○ワークライフバランスの向上、○持ち帰り仕事の日数減少 ○負担感の減少 の5つの項目の割合の平均 52.6% (R元.7月現在)	現状から 年々向上
(3) 埼玉県学力・学習状況調査の向上	① 学力を伸ばした児童生徒の割合 70.4% ② 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合 75.4% (H31.4月実施結果)	現状から 年々向上
(4) 年次休暇が取りやすい環境	13.1日 (H30.1.1~H30.12.31)	現状から 年々向上
(5) 部活動の適切な運営	①「年間を通して、部活動方針に係る休養日、平日及び休日の部活動活動時間が、守れている」 ②「生徒の自主的・主体的な活動の確保のため自発的な参加による部活動に向けて、ミーティング等を行っている」 の割合 ※ 現状のデータなし (町及び学校の部活動方針策定済)	「あてはまる」 の割合 100%

(1) 在校等時間の超過勤務の削減

ア 目標

教員の在校等時間の超過勤務の上限を「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン（文部科学省）」で規定された「原則 ①月45時間以内 ②年360時間以内」とする。

国のガイドラインにおいては、勤務時間外の業務を行う時間を含めて「勤務時間」を適切に把握するために、「在校等時間」の考え方を導入している。

※ 「在校等時間」＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間（表4）＋③校外の研修や子供引率等の時間（表5）－④休憩時間

※ 「在校等時間の超過勤務」とは、在校等時間から正規の勤務時間を減じた時間である。

※ 「校内の自己研鑽等の時間」は除く。

※ 「校外の研修や子供引率等の時間」は含む。

◎伊奈町では、勤務時間以外（平日の勤務開始時刻前と勤務終了後及び週休日等の業務に従事した時間）を計上する。（資料6 P10～「在校等時間の超過勤務」の計算例（平日、休日等）参照）

※ 行政職員等については、「36協定」を締結する中で働き方改革推進法に定める時間外労働の規制及び「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」、「学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則」等の上限規制が適用される。

※ 本基本方針における「勤務時間」の考え方とは、在校等時間とする。（別添資料⑤問2参照）

①**在校時間** 学校に出勤で到着した時刻から、帰宅のために学校を出る時刻までの時間

②**校内の自己研鑽等の時間** 所定の勤務時間外に校内において自らの判断に基づいて自らの力量を高めるために行う自己研鑽の時間やその他業務外の時間。自己申告に基づき除く。（表4参照）

③**校外の研修や子供引率等の時間** 校外での勤務について、職務として行う研修への参加の時間や子供の引率等の職務に従事している時間。時間外勤務命令に基づく以外も含める。（表5参照）

④**休憩時間** 在校等時間が6時間を超える場合は少なくとも45分、8時間を超える場合は少なくとも1時間。

検証項目	目標
①月45時間を超える教職員	① 0%
②年360時間を超える教職員	② 0%

※ 検証の対象とする時間は、勤務時間外在校等時間

【特例的な扱い】（別添資料⑥ 参照）

子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合（※）についても、以下のア及びイを満たすものとします。

ア 1年間の超過勤務が720時間以内

イ ①1か月の超過勤務が100時間未満

②連続する複数月（2か月、3か月、4か月、5か月、6か月）のそれぞれの期間について、各月の超過勤務の1か月あたりの平均が80時間以内

③1か月の超過勤務が45時間を超える月が6か月まで

※ 子供に係る臨時的な特別の事情により勤務せざるを得ない場合 具体の事案の内容に応じ、校長が判断することとなるが、例えば、学校事故等が生じて対応を要する場合や、いじめやいわゆる学級崩壊の指導上の重大事案が発生し子供に深刻な影響が生じている、また生じるおそれのある場合などが想定される。

表4 ②校内の自己研鑽等の時間（在校等時間に含まない）の例

	内 容
1	学術書や専門書を読む時間
2	教科に関する論文を執筆した時間
3	教科指導や生徒指導に係る自主的な研究会に参加した時間
4	朝早めに出勤して新聞を読んだり、読書をしたりする時間
5	所定の勤務時間終了後の夕食の時間
6	学校内で実施されるPTA活動に校務としてではなく参加している時間
7	地域住民等としての立場で行われる地域活動に参加している時間
8	持ち帰り業務の時間
9	教職員間のレクリエーション
10	趣味の雑談
11	お茶を飲んだり、息抜きをしたりする時間

なお、以下の例は、校内の自己研鑽等の時間に含まない。

- 他の学級の相談を受けた時間
- 自然災害等に関する事前の施設の安全点検
- 学級及び学年等の児童生徒に関する保護者等対応

表 5 ③校外の研修や子供引率等の時間（在校等時間に含む）の例

	内 容
1	職務として行う研修への参加
2	職務として行う児童生徒等の引率
3	職務命令により参加する各種研修、会議等
4	勤務時間内の部活動の競技大会・コンクール等への引率業務
5	所定の時間外の練習試合等への引率業務
6	児童生徒等への家庭訪問の時間
7	警察や児童相談所等への関係機関との打合せをした時間
8	土、日や祝日等に校務を行っている時間
9	自然災害等に関する事後の施設の安全点検

イ 検証方法

出勤時刻、退勤時刻等については、I Cカードにより把握する。ただし、在校等時間から除く時間については、参考として、「別紙様式」を活用し、自己申告による。打刻の集計等により、検証する。

（2）教職員の働き方に関する意識の向上

ア 目標

「○子供と向き合う時間の確保、○教材研究や授業準備の時間確保、○ワークライフバランスの向上、○持ち帰り仕事の日数減少、○負担感の減少」の項目の平均が、現状より、年々向上する。

検証項目	目標
○子供と向き合う時間の確保 ○教材研究や授業準備の時間確保 ○ワークライフバランスの向上 ○持ち帰り仕事の日数減少 ○負担感の減少 の5項目についての割合の平均	年々向上

イ 検証方法

教職員アンケートを2月に実施する。なお、この検証についてはアンケート項目を5つに絞る。それぞれの「とてもあてはまる。あてはまる。」の割合の平均を活用して、検証する。

(3) 埼玉県学力・学習状況調査結果の向上

ア 目標

埼玉県学力・学習状況調査の①学力を伸ばした児童生徒の割合、②自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合が現状より、年々向上する。

検証項目	目標
① 学力を伸ばした児童生徒の割合 ② 自分にはよいところがあると回答した児童生徒の割合	年々向上

イ 検証方法

該当年度に実施する埼玉県学力・学習状況調査結果の数値を活用して、検証する。

(4) 年次休暇取得日数の向上

ア 目標

年次休暇平均取得日数が、現状より年々向上する。

検証項目	目標
伊奈町全小中学校の教職員の年次休暇平均取得日数	年々向上

イ 検証方法

各学校の年次休暇調査結果（暦年）を2月に実施し、検証する。

(5) 部活動の適切な運営

ア 目標

「①年間を通して、部活動方針に係る休養日、平日及び休日の部活動活動時間が、守れている、②生徒の自主的・自発的な参加による部活動に向けて、ミーティング等を行っている」の項目の「あてはまる」の割合が、100%にする。

検証項目	目標
①年間を通して、部活動方針に係る休養日、平日及び休日の部活動活動時間が、守れている。	① 100%
②生徒の自主的・自発的な参加による部活動に向けて、ミーティング等を行っている。 の「あてはまる」の割合	② 100%

イ 検証方法

教職員アンケートを2月に実施し、「あてはまる」の割合を検証する。ただし、「(2) 教職員の働き方に関する意識の向上」に関するアンケートの中で、中学校教員に対して行う。

4 推進にあたって

(1) 伊奈町教育委員会として

- ・教職員の在校等時間の把握に向けた支援
- ・在校等時間の超過勤務が 80 時間超える教職員への医師による面談の実施
- ・スクール・サポート・スタッフの配置
- ・部活動指導員等の配置
- ・保護者、地域との連携の推進
- ・部活動の実績報告の分析
- ・部活動熟議の実施に向けた支援
- ・基本方針の適切な評価の実施
- ・学校閉庁日の設定
- ・年次休暇等が取得しやすい環境整備
- ・埼玉県学力・学習状況調査や全国学力・学習状況調査の分析から、指導力のある教員の指導方法の共有
- ・埼玉県学力・学習状況調査や全国学力・学習状況調査の分析から、キャリア段階に応じた働き方モデルの共有
- ・学習指導案、教材等の共有
- ・若手教員、臨時的任用教員への研修の実施
- ・教職員を対象とする研修会の実施
- ・伊奈町業務改善推進委員会の実施
- ・留守番電話の設置、電話機の更新
- ・ホームページの活用による啓発
- ・行政と校長会との協議による改善
- ・PCの入れ替え等、教職員の事務業務等の軽減に向けた支援
- ・共有フォルダの効果的な活用
- ・給食費公会計化に向けた研究
- ・校務支援システムの導入に係る研究

(2) 学校として

- ・教職員の在校等時間の把握
- ・在校等時間の超過勤務をしている教職員への適切な指導助言
- ・カエル会議の実施による改善
- ・行事の見直し、精選
- ・保護者、地域との連携の推進
- ・ホームページの活用による取組の発信
- ・校内業務改善推進委員会の実施
- ・学校運営協議会の効果的な活用による学校、家庭、地域の連携
- ・スクール・サポート・スタッフの効果的な活用
- ・学校の個別業務の役割分担及び適正化と地域ボランティアの拡大

5 基本方針の変更等について

この基本方針については、今後も国や県の動向及び伊奈町の取組状況等を踏まえて、見直しをする。

6 資料

「在校等時間の超過勤務」の計算例(平日、休日等)

平日の「在校等時間の超過勤務」計算例

【埼玉県の方針に基づく 計算方法①】

1. 在校等時間を求める。
在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間＋③校外の研修や子供引率等の時間－④休憩時間
2. 在校等時間の超過勤務を求める。
在校等時間の超過勤務は、在校等時間から正規の勤務時間を引いた時間となる。

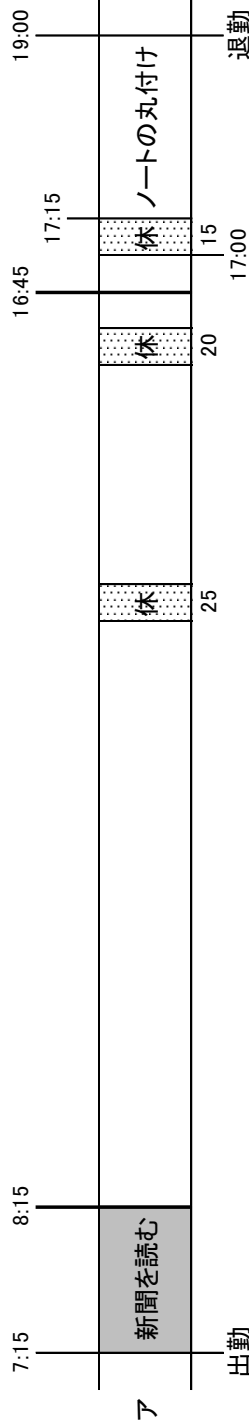
【伊奈町独自 計算方法②】

1. 勤務時間以外の合計を求める。
勤務時刻開始前及び終了後の時間を合計した時間とする。※ 但し、校内の自己研鑽等の時間及び休憩時間は除く。

★計算方法①と②は、同じ結果になるため、計算しやすい方法を使ってよい。

<図の見方> 色付き網掛け←校内の自己研鑽等の時間 点々網掛け←休憩時間

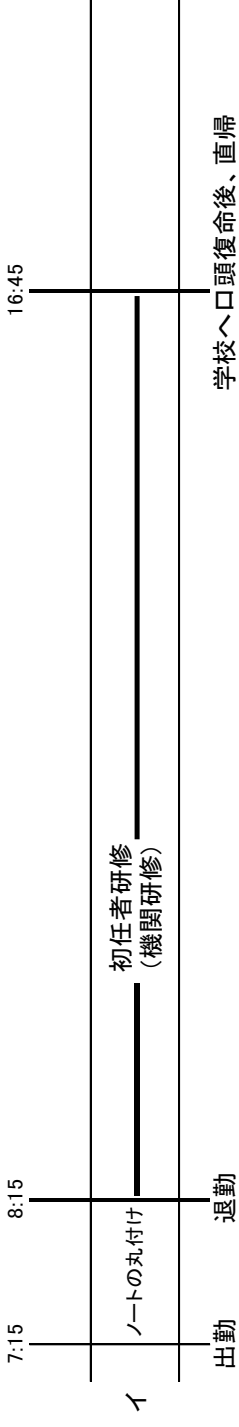
ア 校内の自己研鑽等の時間がある場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:15～19:00 11時間45分 ②7:15～8:15 1時間 ③なし ④1時間(45分+15分)	①11時間45分－②1時間－④1時間 ＝ 9時間45分	9時間45分－7時間45分 ＝ 2時間	16:45～19:00 2時間15分 休憩時間 15分 2時間15分－15分＝ 2時間

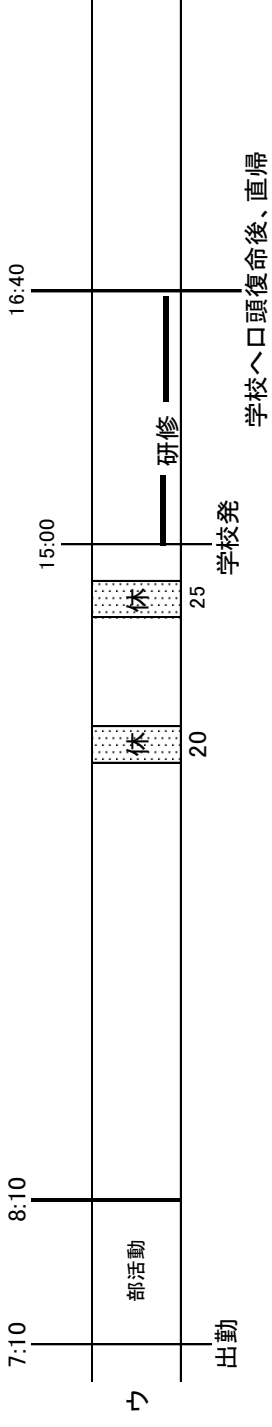
平日の「在校等時間の超過勤務」計算例

イ 研修に参加し、直帰した場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:15～8:15 1時間 ②なし ③8:15～16:45 8時間30分 ④45分	①1時間+③8時間30分-④45分 = 8時間45分	8時間45分-7時間45分 = 1時間	7:15～8:15 1時間 休憩時間 なし 1時間

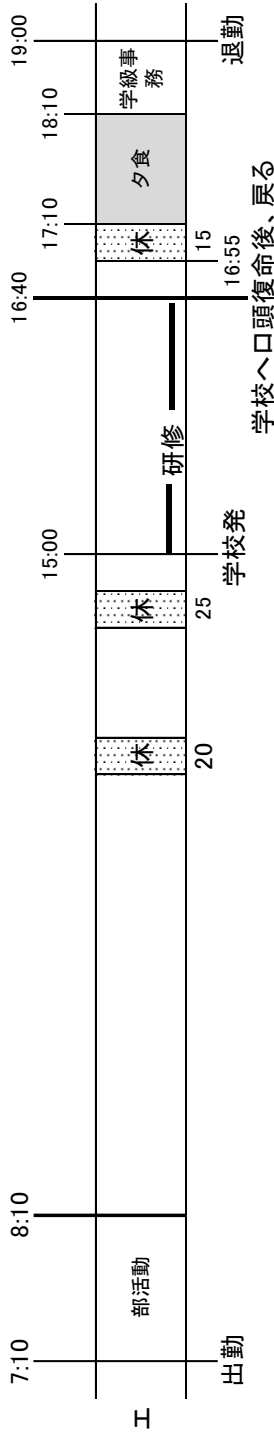
ウ 研修に参加後、直帰した場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:10～16:40 9時間30分 ②なし ③なし ④45分	①9時間30分-④45分 = 8時間45分	8時間45分-7時間45分 = 1時間	7:10～8:10 1時間 休憩時間 なし 1時間

平日の「在校等時間の超過勤務」計算例

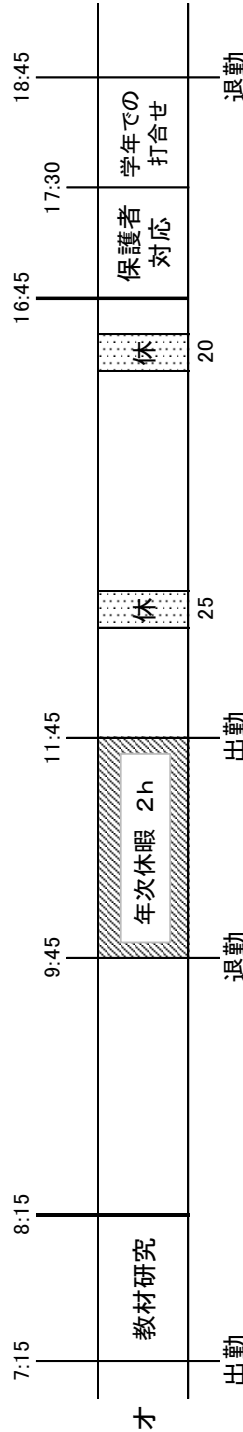
工 研修に参加後、学校に戻った場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:10~19:00 11時間50分 ②17:10~18:10 1時間 ③なし ④1時間(45分+15分)	①11時間50分—②1時間—④1時間 = 9時間50分	9時間50分—7時間45分 = 2時間5分	7:10~8:10 1時間 16:40~19:00 2時間20分 休憩時間 15分 1時間+2時間20分—15分 = 2時間5分

工

才 年次休暇等を取後、学校に戻った場合

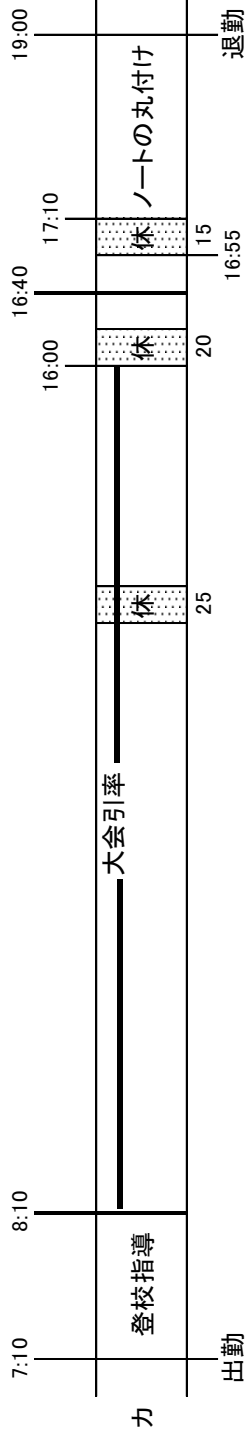


①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:15~9:45 2時間30分 ①11:45~18:45 7時間 ②なし ③なし ④1時間(45分)	①2時間30分+①7時間—④45分 = 8時間15分 ※在校等時間が健康管理のために、正規の勤務時間外において15分とってほしいが、事情により取れなかった場合は、計上しない。	8時間15分—5時間45分 = 3時間	7:15~8:15 1時間 16:45~18:45 2時間 1時間+2時間 = 3時間

才

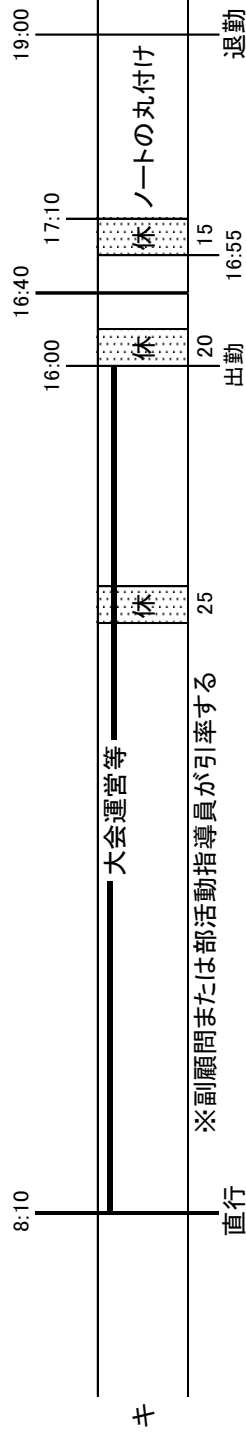
平日の「在校等時間の超過勤務」計算例

カ 大会等引率後、学校に戻った場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:10～19:00 11時間50分 ②なし ③なし ④1時間(45分+15分)	①11時間50分—④1時間 = 10時間50分	10時間50分—7時間45分 = 3時間5分	7:10～8:10 1時間 16:40～19:00 2時間20分 休憩時間 15分 1時間+2時間20分—15分 = 3時間5分

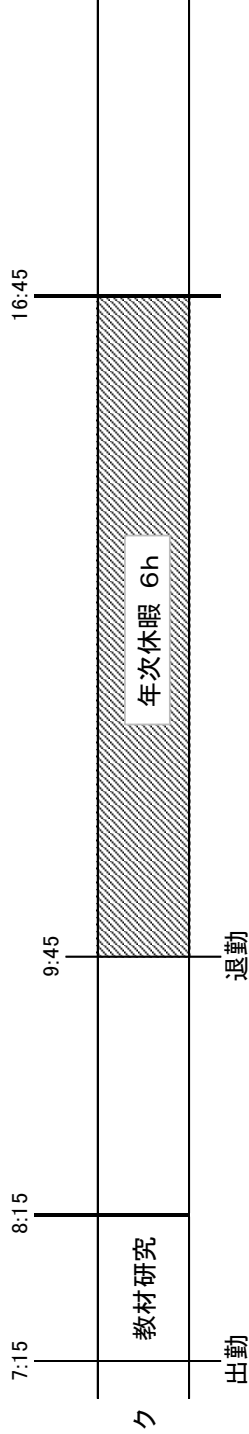
キ 大会役員等のため会場に直行し、終了後、学校に戻った場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①16:00～19:00 3時間 ②なし ③8:10～16:00 7時間50分 ④1時間(45分+15分)	①3時間+③7時間50分—④1時間 = 9時間50分	9時間50分—7時間45分 = 2時間5分	16:40～19:00 2時間20分 休憩時間 15分 2時間20分—15分 = 2時間5分

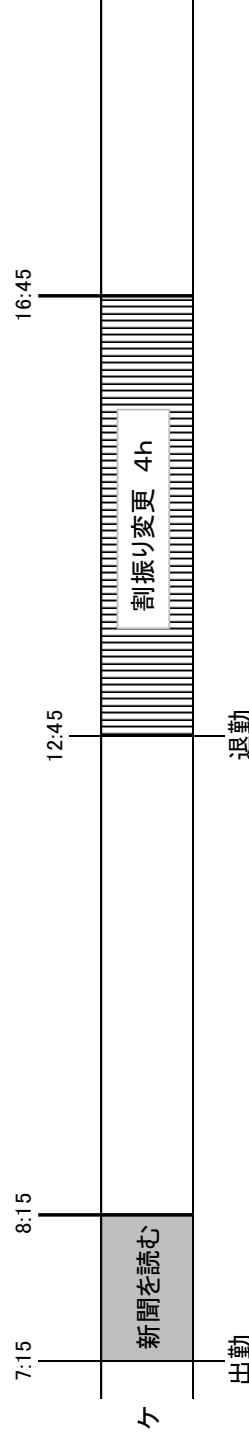
平日の「在校等時間の超過勤務」計算例

ク 年次休暇を取得した場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:15～9:45 2時間30分 ②なし ③なし ④なし	在校等時間 ①2時間30分	2時間30分－1時間30分 ＝1時間	7:15～8:15 1時間 休憩時間 なし 1時間

ケ 割振り変更をした場合

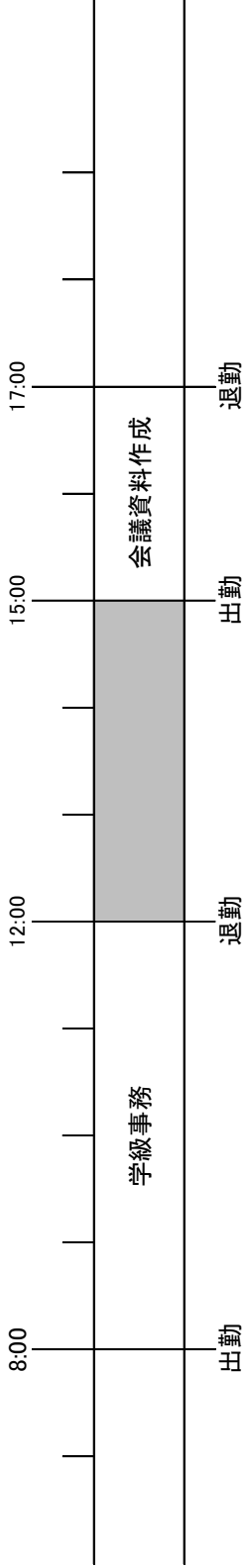


①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①7:15～12:45 4時間30分 ②7:15～8:15 1時間 ③なし ④なし	在校等時間 4時間30分－1時間 ＝3時間30分	3時間30分－3時間30分 ＝0時間	0時間

計算方法

休日等の「在校等時間の超過勤務」計算例
 在校等時間＝①在校時間－②校内の自己研鑽等の時間
 ※ 休日等に勤務した時間は、原則「在校等時間」になる。

シ 午前中に学級事務等行い、他の業務後、再度学校に戻った場合



①在校時間 ②校内の自己研鑽等の時間 ③校外の研修や子供引率等の時間 ④休憩時間	在校等時間	在校等時間の超過勤務	伊奈町の計算方法による 在校等時間の超過勤務
①8:00～12:00 4時間 ①15:00～17:00 2時間 ②なし ③なし ④なし	①4時間＋①2時間 ＝ 6時間	6時間	8:00～12:00 4時間 15:00～17:00 2時間 4時間＋2時間＝ 6時間

在校等時間から減じる時間 補助簿

 月

学校名 _____

氏名 _____

記入内容

・在校等時間から減じる時間を記入してください。

- ①在校等時間が8時間を超えた場合に、勤務時間外に休憩した時間。(記入例:15分⇒0:15、30分⇒0:30)
 ②自己研鑽等の時間を取得した場合。(時間の合計を記入してください。 記入例:30分⇒ 0:30)
 ③自己研鑽等の時間の内容を記入してください。(例:息抜き、レク、読書、外出 等)

	休憩	自己研鑽等の時間	自己研鑽等の時間の内容	合計
記入例	0:15	0:45	レク、読書	1:00
記入例	0:30	0:15	息抜き	0:45
1日				0:00
2日				0:00
3日				0:00
4日				0:00
5日				0:00
6日				0:00
7日				0:00
8日				0:00
9日				0:00
10日				0:00
11日				0:00
12日				0:00
13日				0:00
14日				0:00
15日				0:00
16日				0:00
17日				0:00
18日				0:00
19日				0:00
20日				0:00
21日				0:00
22日				0:00
23日				0:00
24日				0:00
25日				0:00
26日				0:00
27日				0:00
28日				0:00
29日				0:00
30日				0:00
31日				0:00
月合計	0:00	0:00		0:00

別添資料

- ⑦ 教育長メッセージ（R元. 6月）・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- ⑧ 伊奈町業務改善ポリシー（H29～H31）・・・・・・・・・・・・ 2
- ⑨ 伊奈町立中学校に係る部活動の方針・・・・・・・・・・・・ 3
(令和元年7月22日改正／平成31年4月1日改正)
- ⑩ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン・・・・・・・・ 7
(平成31年1月25日 文部科学省)
- ⑪ 公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインの
運用に係るQ&A・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11
(平成31年3月29日 文部科学省初等中等教育局財務課 事務連絡)
- ⑫ 学校における働き方改革基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(令和元年9月 埼玉県教育委員会)

※ 別添資料は、省略しています。